

**平成31年度 ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金
応募申請内容主要項目セルフチェックシート**

- 本セルフチェックシートは、応募申請にあたり、応募者自ら、特にチェック（点検）が必要と思われる主な項目を公募要領から抽出して記載しております。
該当する項目が要件を満たしていない場合は補助対象外になるおそれがありますので十分ご注意ください。
 なお、これらのチェック（点検）項目以外にも補助対象外になる要件がありますので、各自「公募要領」を熟読のうえ、応募申請書類を作成し、ご提出くださいますようお願いいたします。

- 項目によっては重複する内容がありますが、重点事項としてご容赦ください。なお、本シートの提出は不要です。

項目No.	チェック（点検）項目			チェック（点検）結果
	区分	内容	公募要領（参考版） 主な参照頁	
1	事業編	補助事業計画は連携体で実施するものですか。また、連携体のすべての参加事業者が、単価50万円（税抜き）以上の機械装置等の取得することになっていませんか。 ※事業計画のすべてを単独で行う取組みは補助対象外となります。また、連携体参加事業者の1者でも単価50万円（税抜き）以上の機械装置等の設備投資を全く行わない計画は補助対象外となります。	(P. 2) 応募申請要件 (P. 7) 事業の目的 (P. 8～9) 補助対象事業および補助率等 他	
2	事業編	連携体のすべての参加事業者の補助金交付申請額は100万円以上になっていますか。 ※単価50万円（税抜き）以上の機械装置等の取得に加えて、補助対象経費に補助率（1／2または2／3）を乗じた補助金交付申請額は100万円（補助下限額）以上であることが必要です。 →補助率2／3申請の場合 補助対象経費として、総額150万円（税抜き）以上が必要 →補助率1／2申請の場合 補助対象経費として、総額200万円（税抜き）以上が必要	(P. 2) 応募申請要件 (P. 8～9) 補助対象事業および補助率等 (P. 13) 補助対象経費 他	
3	事業編	「機械装置費」以外の経費が補助金額の総額で500万円（税抜き）以内となっていますか。 ※「機械装置費」以外の経費が補助金額の総額で500万円（税抜き）を超える場合は補助対象外（不採択）となります。	(P. 11) (4) 補助対象外とする応募申請および事業計画 (P. 14) (2) 補助対象経費全般にわたる留意点① (P. 24) d. 他	
4	事業編	(C) 補助金交付申請額が (B) 補助対象経費に (D) 補助率（1／2または2／3）を乗じた範囲を超えていませんか。 ※ (C) 補助金交付申請額 ≤ (B) 補助対象経費 × (D) 補助率 ※企業間データ活用型の追加配分や専門家活用増額要件の適用により基本補助上限額に増額することが可能となる場合もありますが、その場合も補助率を上回ることはできませんので特に注意してください（補助上限額や補助率を超える応募申請書については審査の対象になりません）。 ⇒項目No.5及び6を参照。	(P. 2) 応募申請要件 (P. 8～9) 補助対象事業および補助率等 (P. 15) 補助上限額増額および補助率アップの要件 (P. 24) b. 他	
5	事業編	企業間データ活用型の200万円×連携体参加事業者数の追加配分をする場合、補助率2／3の事業者であれば、3,000万円（税抜き）を超える (B) 補助対象経費となっていますか（項目No. 4参照）。 （例ー連携体3社の場合） 【追加配分が可能で、1社のみに全額の追加配分するケース】 ●補助率2／3申請の例 ⇒配分する個社の補助対象経費6,000万円（税抜き）の場合は、6,000万円×2／3＝4,000万円なので、基本補助金額枠（上限2,000万円）に加えて、追加配分可能額は600万円まで可能となる（補助金交付申請額は2,600万円とすることが可能）。さらに専門家活用を行う場合は、補助金交付申請額を2,630万円とすることも可能となる。 【追加配分が使用できないケース】 ●補助率2／3申請の例 ⇒配分する個社の補助対象経費3,000万円（税抜き）の場合は、3,000万円×2／3＝2,000万円なので、基本補助金額枠（上限2,000万円）に達し、かつ補助率2／3の上限額（2,000万円）に達しているため、1円でも追加配分すると補助率をオーバーするので、追加配分可能額600万円は当該個社に対しては使用できない。	(P. 8～9) 補助対象事業および補助率等 (P. 15) 補助上限額増額および補助率アップの要件 (P. 24) b. 他	

項目No.	チェック（点検）項目			チェック （点検） 結 果
	区分	内容	公募要領（参考版） 主な参照頁	
6	事業編	企業間データ活用型の200万円×連携体参加事業者数の追加配分をする場合、補助率1/2の事業者であれば、4,000万円（税抜き）を超える補助対象経費となっていますか（項目No.4参照）。 （例ー連携体3社の場合） 【追加配分が可能で、1社のみに全額の追加配分するケース】 ●補助率1/2申請の例 ⇒配分する個社の補助対象経費5,000万円（税抜き）の場合は、5,000万円×1/2=2,500万円なので、基本補助金額枠（上限2,000万円）に加えて、追加配分可能額は500万円まで可能となる（600万円にした場合は×）。補助金交付申請額は2,500万円とすることが可能。 【追加配分が使用できない場合】 ●補助率1/2申請の例 ⇒配分する個社の補助対象経費4,000万円（税抜き）の場合は、4,000万円×1/2=2,000万円なので、基本補助金額枠（上限2,000万円）に達し、かつ補助率1/2の上限額（2,000万円）に達しているため、1円でも追加配分すると補助率をオーバーするので、追加配分可能額600万円は当該社には使用できない。	(P.8～9) 補助対象事業および補助率等 (P.15) 補助上限額増額および補助率アップの要件 (P.24) b. 他	
7	事業編	機械装置設備を共同で購入する事業計画になっていませんか。 ※機械装置等を共同で所有することはできません。所有者と代金の支払者は一致することになります。	(P.2) 応募申請要件 (P.9) 補助対象事業および補助率等のア【企業間データ活用型】（4）、イ【地域経済牽引型】（4） 他	
8	事業編	連携体内で株式の100%保有関係が生じていませんか。 ※連携体内で株式100%の親子関係がある場合は補助対象外となります。 （例）A社、B社、C社の連携体で、A社の株式をB社が100%所有している。 ⇒ ×	(P.10) 注5. ② 他	
9	事業編	応募申請時点で補助事業の実施場所である工場・店舗等を有していますか。 ※事業計画の性質上、連携先の工場・店舗等で実施することは可能ですが、その場合は、補助事業計画に明記するとともに、事業開始前に自社が使用できることがわかるエビデンス（賃貸借契約書等）を整える必要があります。	(P.19) 10. 応募申請書類の記入・提出にかかる留意点 他	
10	事業編	実施スケジュールに生産活動を含めていませんか。 ※補助事業期間中は生産活動を行うことはできません。生産活動を行うためには補助事業の手続きをすべて完了する必要があります。	(P.14) (2) 補助対象経費全般にわたる留意点② (P.22) e. ③ 他	
11	事業編	補助事業の成果として「付加価値額」年率3%、「経常利益」年率1%の向上を達成する計画になっていますか。 ※補助対象要件となります。	(P.10) 4. 事業実施期間および補助対象要件 (P.23) その3のb. 他	
12	事業編	補助事業による取引は連携体の参加事業者以外になっていますか。 ※連携体内の補助事業者間の取引による経費は補助対象外になります。	(P.15) 13行目の○印 他	
13	書類編	認定支援機関確認書（添付書類）の内容が適切ですか。 ※確認書を発行した認定支援機関から補助事業期間中や事業終了後にわたって全面バックアップ支援を受けることが補助対象要件になっています。代表印の押印漏れや支援計画の記載がない場合は、無効となります。	(P.3) 1行目の○印 (P.10) 注5. ① (P.28) 【様式】 (P.84) 認定支援機関確認書様式 他	

☞ 幹事企業の方へのお願い

応募申請書類を提出する前に、「公募要領」をはじめ、「提出書類チェックシート」や「要件等確認表」ならびに本シートで、応募申請書類の記載漏れや要件の不備・不足がないか、再度の確認をお願いいたします。